冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	令和 5年 月 日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
静岡県富士市今泉700-1	ジヤトコ株式会社 代表取締役社長 佐藤 朋由

	第一種特定製品の種類							
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等				年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンディショナー			83 台	0 台	4 台	83 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器			863 台	o 小	79 台	811 台	
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類			代替フロン充塡量		代替フロン回収量		
	エアコンディショナー			0	キログラム	118. 7	キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器			0	キログラム	40. 9	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使	用	時	フロン法に基づいた社内要領に基づき法令点検の実施				
	廃	棄	時	フロン法に基づいた社内要領に基づき工程管理表の発行と機器の処分				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使	用	時	法令点検(1回/3カ月)による簡易点検、定期的有資格者の点検実施				
	廃 棄 時 許可業者による回収と工程管理表による処理の確認							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	設備用盤クーラー等のノンフロン製品への切り替えを推進。 新規導入設備はノンフロン製品への切り替え							
特記事項						· △ 筮 1 40 円 〉 筮 1 々		

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。